

令和8年12月1日から

電子契約

を導入します

電子契約とは

紙の契約書の代わりに、インターネット上で電子化(PDF ファイルに電子署名、タイムスタンプ付与)することで契約を締結するものです。電子化された契約書には電子署名とタイムスタンプ(誰がいつ手続きしたかを記録し、改ざんされていないことを証明するもの)が付与されることで、法的証拠力を持ちます。

島根県の電子契約では、弁護士ドットコム株式会社が提供する「クラウドサイン」を利用します。

メリット

収入印紙が不要

電子データによる契約締結(電磁的記録の作成)のため、印紙税法上の課税文書に該当せず、収入印紙代が不要(非課税)となります。

契約締結がスピーディ

メール受領後、インターネット上で内容確認・同意するだけで即日～数日で締結。郵送往復の待ち時間が解消されます。

コスト・手間を削減

紙契約で発生していた契約書の印刷代、製本代、封筒・郵送費用、持参にかかる移動コストなどが不要になります。

事前登録・費用負担なし

事業者側で専用ソフト購入やクラウドサインへの有料アカウント登録などの準備は不要で、無料で利用可能です。

利用手順

利用申出書提出

電子契約を希望する場合、電子契約することを同意し、利用するメールアドレスを申告する、「電子契約利用申出書」を提出してください。

契約書類への承認

申告いただいたメールに届く確認依頼から「クラウドサイン」で契約書を確認し、同意するボタンを押して承認してください。

契約締結完了

県側の同意後、電子署名及びタイムスタンプが付与された契約書が完成し、メールで届きます。(契約完了)

- ・電子契約を利用するかは任意です。電子契約のご利用を希望されない場合は、従来どおり紙(記名押印)での契約締結も可能です。
- ・以下の場合は電子契約対象外です。
 - ①法令等により書面義務がある契約
 - ②契約締結日～契約期間の終期が10年を超える契約
 - ③自動更新条項のある契約
 - ④アップロード容量が上限超過する契約



詳しくは 島根県のホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/infosys/denshikeiyaku/> をご確認ください。

問合せ先 島根県総務部情報システム推進課 TEL0852-22-6957 [✉gs-kaizen@pref.shimane.lg.jp](mailto:gs-kaizen@pref.shimane.lg.jp)